

調査報告書

令和6年2月

教育総務課

第1 はじめに

市立博物館に寄託されている小川家文書の資料の一つで、市指定文化財でもある「二十四ポンド長銅筒 五分一之匁」が所在不明となっている。市立博物館は、所在不明が明らかになって以降、継続して搜索を続けているが令和6年2月1日現在、当該資料は発見されていない。

今後、同様の事案を繰り返さないためには、市立博物館における資料管理の実態を把握し、本件を教訓として適正な資料管理を徹底しなければならない。

そのためには、当該資料の所在不明となった経緯やその間の博物館の資料管理の状況等を確認し、整理した上で、本件が起こってしまった原因を精査する必要がある。

本調査報告書は、この目的のために実施した調査内容を報告するものである。

なお、調査の実施及び報告書の作成は、市立博物館から離れた第三者的視点で行うことが必要と考えられることから、市立博物館ではなく、教育総務課長ほか2名の教育総務課職員が行った。

第2 資料紛失の発覚とそれまでの主な経緯

1 発覚時の状況

平成30年5月26日の日本銃砲史学会の資料閲覧の際に、閲覧対象資料を準備していたところ閲覧対象資料である「二十四ポンド長銅筒 五分之一之図」（寄託された川越市指定文化財の小川家文書の中の1点）が所在不明であることが判明した。

所在不明については、閲覧対象資料を準備していた学芸担当の職員により確認された。職員から学芸担当リーダーに報告があり、学芸担当リーダーは館長に報告した。

（※組織改正により、平成20年度に学芸係が学芸担当へ移行している。）

その後3日程度集中して、学芸担当の職員により当該資料の発見に努めたが、当該資料を発見することはできなかった。

このことを館長に報告したところ、「日常業務において継続して探すように」との指示が学芸担当の職員にあった。

この後、指示を受けた学芸担当の職員は、引き続き当該資料の捜索を行うとともに、収蔵庫等の館内の整理を進めた。

令和3年7月、文化財保護課から、本市の市制100周年記念事業として改訂された冊子「川越市の文化財」の刊行にあたって実施した調査において、当該資料の所在を確認できないと指摘される。

その後、館長は、改めて学芸担当に網羅的な捜索を指示している。

（平成30年度の館長は平成31年3月31日に退職し、平成31年4月1日に新館長が着任している。）

2 主な経過

平成 2 年 8 月 17 日 学芸係の職員が担当し、博物館開館に伴う常設展示のための資料として、川越市指定文化財である小川家文書のうちの「二十四ポンド長銅筒 五分一之図」を借用する。

(※博物館の開館は平成 2 年 3 月 1 日)

平成 10 年 9 月 2 日 学芸係の職員が、第 13 回企画展に出品のため、当該資料を借用する。

平成 11 年 1 月 29 日 学芸係の職員が、平成 10 年 9 月 2 日に借用した資料を所有者に返却する。

平成 16 年 1 月 28 日 小川家文書が寄託される。(寄託番号 D-090)

3 月 27 日 第 23 回企画展「刀工 藤枝英義とその時代」を開催し、当該資料を出品する。

平成 24 年 5 月 29 日 枚方市立旧田中家鋳物民俗資料館が、小川家文書ほか鋳物師に係る資料を閲覧する。

閲覧を担当した学芸担当の職員は、このときに当該資料の存在を確認していない。

平成 30 年 2 月 18 日 日本銃砲史学会会員から当該資料を含む幕末の砲術に係る資料の閲覧及び撮影の相談がある。

担当した学芸担当の職員は、日本銃砲史学会の資料閲覧等への対応を 4 月以降とする。

5 月 26 日 日本銃砲史学会が、幕末の砲術に係る資料を閲覧する。

閲覧を担当した学芸担当の職員が、当日の資料閲覧準備の段階で当該資料が所定の袋の中にあることを確認する。当該資料については、写真を提供する。

学芸担当の職員は、当該資料が所在不明であることを館長に報告し、職員が 3 日間集中して館内

を搜索するが、当該資料を発見することができなかった。

平成 31 年 4 月 1 日 人事異動により新館長が着任する。

新館長は、前館長から当該資料が所在不明であることの引継ぎを受けなかった。

(後日(日時不明)、副館長から当該資料が所在不明であることを伝えられる。この時点でなお、館内には多くの未受入・未整理資料があり、それらの資料を整理しない限り「紛失」と断定できる状況ではなかったため、新館長は、これらの資料の整理・収蔵を行いながら当該資料の搜索を続けるよう学芸担当の職員に指示した。)

令和 3 年 7 月 21 日 文化財保護課により当該資料の所在不明が再確認される。(博物館は、文化財保護課から、冊子「川越市の文化財」の刊行にあたって実施した調査において、当該資料が確認できないとの連絡を受けた。)

7 月 29 日 館長が、教育総務部長に報告する。

7 月 29 日 館長が、教育長に報告する。

(館内の未受入・未整理資料の整理が一定段階に達してなお、当該資料の発見に至らなかったため、館長は、教育総務部長及び教育長に当該資料の紛失を報告した。)

10 月 1 日 館長が、宍戸副市長に報告する。

10 月 4 日 館長が、栗原副市長に報告する。

10 月 5 日 館長が、川合市長に報告する。

令和 4 年 8 月 21 日 館長が、当該資料の所有者に状況を説明し、当該資料の所在が不明となっていることについて謝罪する。

令和 5 年 2 月 8 日 川越警察署に相談し、窃盗容疑として届出する。

- 2月17日 川越警察署に相談し、遺失届を提出する。
- 2月21日 川越市議会に報告する。
- 2月28日 記者発表する。

3 保管場所の状況等

(1) 特別収蔵庫と一般収蔵庫の状況

特別収蔵庫は、特に貴重な資料を保管する収蔵庫であり、小川家文書もここに収められていた。棚に収まり切れない大きい資料などは通路に置かれる状態なども確認され、十分に整理されていたとは言い難い状況であった。

一般収蔵庫は、民具などの多くの資料が保管され、恐らく平成20年には、収蔵品に対してスペースが不足していると思われるような状況であった。

資料の受け入れについては、明確な決まりはなく、館内のその他の諸室にも多くの未整理の資料が確認された。

これらの当時の収蔵庫内の状況については、平成16年度から平成30年度までの間の博物館長及び学芸担当として勤務していた複数の職員からのヒアリングにより確認している。

(2) 特別収蔵庫の管理体制

特別収蔵庫は、専ら、学芸担当が管理する場所となっている。入室記録簿を作成したり、鍵の使用履歴を記録していたりしていたが、平成23年度以降は行われていない。

令和3年度から、改めて、鍵は原則館長の確認の下、特別収蔵庫への入室時は記録簿に記入することを徹底している。

資料の管理も専ら学芸担当が担当している。資料の点検は、年末に行われていたようだが、購入資料の点検が中心であり、寄託資料の点検は一点一点の個々の資料をチェックするまでではなかった。平成27年度からは、寄託資料についてはこのようなチェックすら行われ

ていない。

令和3年度から、学芸員による現物の確認と目録の作成を行い、点検を実施している。

第3 所在不明資料の状況

令和6年2月1日現在、市指定文化財である小川家文書「二十四ポンド長銅筒 五分之一之図」の所在は不明である。

1 寄託資料としての受け入れ

当該資料は、平成2年3月1日の博物館開館に伴う常設展示のための資料として、市指定文化財である小川家文書のうちの一点を学芸係の職員が担当し、借用したものである。（書面上は、平成2年8月17日に借用申請している。）

また、平成10年9月2日付で学芸係の職員が第13回企画展に出品のため、当該資料を借用し、平成11年1月29日に学芸係の職員が資料を所有者に返却したとする書面が確認できる。

その後、平成16年1月28日付で小川家文書（260点）が寄託され、これに併せて当該資料も寄託資料となっている。

その後、平成21年4月1日、平成26年5月1日、令和元年5月1日の3回、小川家文書の寄託は延長されている。

寄託は無償で、寄託期間は5年間としている。その際、寄託者は「資料寄託申請書」を提出し、博物館は資料と引き換えに「資料受託証」を発行しているが、寄託に係る契約書の類の取り交わしや寄託者への寄託に係る説明書面の交付などは行われていない。

期間満了後は、寄託者の意向を確認し、寄託の延長を行う。

2 寄託資料の点検・管理

資料の管理は、専ら、学芸担当が分担する。

確認できる記録からは、平成18年度から平成26年度までは、いわゆるチェック表を用いた確認作業が、何らかの形で行われていたことが推

測できる。

しかしながら、確認作業は保管箱の単位での数量の確認に留まっており、現物を確認しているとは言えない。

3 館内の検索と整理

平成 30 年 5 月 26 日の日本銃砲史学会の資料閲覧対応時に当該資料が所在不明であることが判明した時点で、館長は、学芸担当の職員に館内の検索を指示した。しかし、その時点で発見することができず、日常業務と並行して継続して検索するとともに、必要に応じて整理することとした。

平成 31 年 4 月 1 日の人事異動による新館長着任後も、館内には多くの未受入・未整理資料があり、新館長は、それらの資料を整理しない限り「紛失」と断定できる状況ではないと判断し、これらの資料の整理・収蔵を行いながら当該資料の検索を続けるよう学芸担当の職員に指示した。

館内の未受入・未整理資料の整理が一定段階に達してなお、当該資料の発見に至らなかったため、令和 3 年 7 月 29 日に館長が教育総務部長及び教育長に当該資料の紛失を報告した際に、教育長は、期限を設けて計画的かつ館内全体を対象に検索することを改めて館長に指示した。

これを受けて、館長は令和 3 年 10 月から令和 4 年 8 月 31 日を期限として、博物館の諸室にあるすべての資料を検索する計画を作成し、学芸担当の職員に実施するよう指示した。

令和 4 年度に館長は、7 月から 11 月までの期間に博物館の全職員による特別収蔵庫及び一般収蔵庫の再検索を指示した。

検索は、特別収蔵庫及び一般収蔵庫は棚ごとに確認を行い、封筒に入れて保管されている古文書は、文書箱に収納された封筒の中から資料を一点ずつ取り出し、軸に巻いて保管している文書は、巻きを解いて、それぞれ直接資料を確認した。

発見の可能性の高い特別収蔵庫は、現在も人を変えながら複数回にわ

たつて継続して捜索を行っているものの発見には至っていない。

4 博物館職員への聴取

平成 16 年度から平成 30 年度までの間の博物館長と、学芸担当として勤務していた職員で現在も本市職員である者を中心に、16 名から当時の博物館の状況について聞き取りを行った。以下に、その主な回答を記載する。

- (1) 「二十四ポンド長銅筒 五分一之匁」を知っているか。
 - ・知っている。
 - ・知らない。
 - ・存在は知っていたが、現物は見たことがないと思う。
 - (2) 当該資料が展示されているのを見たことがあるか。見たことがあれば、それはいつか。
 - ・記憶にない。
 - ・展示している時期があり、見たことはあると思う。
 - ・図録にも残っており、企画展に出展されたと思うが、実際に見たことがあるかはわからない。
 - ・常設展示に大筒の図面が展示されていたと言える程度の記憶はある。
 - (3) 当該資料は「どこに」「どの様に」保管されていたか知っているか。また最後に見たのは、いつか。
 - ・把握していない。
 - ・実際の保管場所は把握していないが、寄託資料なので特別収蔵庫に保管されていたのだと思う。
- (※平成 16 年 3 月 27 日から 5 月 5 日に開催された第 23 回企画展に展示された後の所在が不明確であるが、当該資料を担当していた学芸係の職員は、当該企画展後の撤収については、学芸係の全職員で行っており、誰が当該資料を片付けたかは覚えていない

と話している。)

- (4) 当該資料の保管について、組織として上司から指示を受けたことがあるか。指示を受けたことがあれば、それは「いつ」「誰から」「どのような内容」だったか。(館長経験者以外への質問)
- ・大事な資料を学芸員以外が触ることはないので、指示を受けたことはない。
 - ・原則として、各学芸員がそれぞれの担当分野の資料について、責任を持って管理していた。担当外の学芸員は運搬などの手伝い程度であったため、当該資料の保管について、指示を受けた覚えはない。
- (5) 当該資料の所在が不明となっていることを知っているか。それを知ったのは、「いつ」「どの様に(誰から)」知ったか。
- ・報道で知った。
 - ・はっきりと承知したことはない。担当から報告・相談を受けたこともない。
 - ・平成30年に日本銃砲史学会から当該資料の閲覧申請があった際に、部下から所在が不明であるとの報告を受けた。
 - ・平成30年度に当該資料の閲覧申請を受けて準備をしていた際に、紛失が判明した。
 - ・令和元年度から令和4年度の間、当時の博物館長から文書整理の指示があり、その際に知った。
- (6) 特別収蔵庫内へ入室する際は、どのような手順で入室していたか。
- ・詳細は記憶していない。
 - ・館長及び学芸担当の職員個人に割り当てられたカードを用いる等定められていた手順で入室する。入室の際は、複数人で入室し、入室者と入退室の時刻をノートに記録することになっていた。
 - ・複数人での入室及び入室記録の記載などの決まりがあったが、徐々に守られなくなっていくた。

- ・学芸担当の職員個人に割り当てられたカードを用いる等定められていた手順で入室する。入室時の人数は特に言われていなかった。入室記録のノートは書いた記憶がないので、備え付けられていなかったのかもしれない。
- ・配属された当時は、特別収蔵庫への入室についてルールはなかった。入室記録のノートはあったが、そこに記載するようにとの指示はなかった。実際に、そのノートの記録は平成 23 年 8 月 2 日と思われる日付で止まっていた。

(7) 収蔵品の管理点検について、いつ、どこで、どの様に行っていたか。

<購入資料>

- ・詳細は記憶していない。
- ・年末に購入資料を中心に点検し、一点ずつ写真を撮っていた。点検結果は、写真を添付し、教育長まで報告していた。

<寄託資料>

- ・詳細は記憶していない。
- ・購入資料と同様に点検、報告をしていた。
- ・保管している箱と資料ラベルが合っているか確認していた。購入資料の点検の残りの時間で点検していた。
- ・購入資料の点検に併せて寄託資料も点検していたが、点数が多いため、年末の点検ではすべてを点検できていなかった。保管場所にきちんと箱が置かれているかの確認をして、済ませたこともあった。
- ・購入資料のような点検はしていなかった。
- ・寄託資料は目視でチェックしていたぐらいだったと思う。
- ・平成 29 年度当時、寄託資料は点検しておらず、以前は寄託資料も点検をしていたということも知らなかった。

(※博物館で保存文書を探したところ、「寄託資料点検」と題された平成 18 年度から平成 26 年度までの資料の点検に使用された

チェック票と思われる文書綴りが見つかった。本件資料に係る記述は確認できない。)

- (8) 博物館の収蔵品全般の管理について、疑問や不安に思ったことはあるか。また、そのことについて館内で共有・対策したことはあるか。
- ・収蔵庫に空きがなくなりつつあり、新たな収蔵スペース確保の必要性を感じていたが、会議で対策を検討したことはない。
 - ・寄贈したいという申出の多くを受け入れていたので、資料がどんどん増大していった。
 - ・それぞれの資料について、専門分野としている学芸員以外は知識が十分ではないため、細かい配慮が十分ではないことを懸念していた。館長は施設管理としての職務が多くなるため、資料の細かい状況を把握しきれていなかった。
 - ・資料の管理方法について、館内で共有したことはなかった。
 - ・膨大な寄託資料を点検することは大変だとは思う。

第4 聞き取りなどからわかること

1 資料の保管状況

平成30年5月の搜索開始当時の収蔵庫の状況は、特別収蔵庫であっても、棚に収められていない多くの資料が床置きされていた。

また、多くの未整理の資料も確認されたが、資料の受け入れにあっては、資料の名称を確定し、資料カードや資料ラベルの作成等の作業において専門性や経験が求められるため、学芸担当の学芸員が専門に行うこととなる。しかしながら、受け入れに係る対応が追いついていないことは、多くの未整理資料の存在から容易に想像することができる。

加えて、他の担当や特に事務職員は、基本的には資料に触れることはなく、さらに実際の資料の管理を行う学芸担当の学芸員であっても、その専門性により学芸員同士が、自らが所掌する範囲を超えてお互いを支えている様子は見えてこない。

また、館長も、資料の整理や管理は学芸担当の職員に任せっきりに行っている様子から、資料管理に係るマネジメントは希薄であったと考えられ、収蔵資料全般に対する組織的な関与が薄い状況がうかがえる。

博物館から異動した職員の私物がそのまま収蔵庫内から発見されることもあり、特に異動先が限定される学芸員の間には、いずれまた博物館に戻るという意識からくる資料整理に対する甘えが生じていた可能性も否定できない。

（「二十四ポンド長銅筒 五分一之図」の保管状況について）

当該資料は、この一点だけ小川家文書の寄託の前に借用したものであり、借用した当初は、特別収蔵庫に保管されるものとして扱われていたと考えられるが、現在の博物館の職員で当時の状況を知る職員はいない。

当時の常設展示に係る点検簿も現在は確認できないため、いつから展示されなくなり、収蔵庫内で保管されるようになったかの特定がで

きない。

2 寄託資料の点検について

確認できる点検に係る資料では、平成 18 年度から平成 26 年度までのものと思われる資料であり、この資料によれば、点検は、平成 26 年度までは何らかの形で行われていたといえる。

平成 27 年度以降は行われていない。

(常設展示と特別収蔵庫での保管について)

- ◇ 常設展示のそれぞれのコーナーのテーマは開館以来変わっていない。

展示資料は、傷まないようにローテーションで入れ替えが行われ、定期的にチェック表を用いて確認を行っていたようであるが、当時のチェック表の所在が確認できないため、常設展示されていた期間について確認できない。

平成 18 年度に配属された学芸担当の職員は、「すでに当該資料の常設展示はされていなかった。」と話し、平成 23 年から配属された学芸担当の職員も、「展示品のチェックは行っていたが、当該資料が常設展示されていた記憶はない」と話している。

- ◇ 当該資料は、平成 16 年度の第 23 回企画展「刀工 藤枝英義とその時代」の企画資料でも展示が確認できるところであり、企画展の終了後、所定の保管場所へ戻されず、所在不明となってしまった可能性が高いと考えられる。

(※当時、当該資料の管理を担当した学芸係の職員は、企画展終了後の後片付けは、学芸係の全職員で行っており、具体的に誰が当該資料を片付けたか記憶にないと話している。)

(※「平成 17 年度第 1 回川越市立博物館常設展示検討委員会」において配布された資料「川越市立博物館常設展示室展示資料一覧」によると、平成 17 年 5 月現在で、「小江戸川越（近世）」の展示資料の

中に当該資料が含まれていないことが確認できる。)

3 当該資料の所在不明に係る上司への報告について

館長へは、学芸担当の職員が平成 30 年 5 月 26 日に、資料閲覧に際して所在不明の資料があることの報告を行っている。

しかし、平成 31 年 4 月の館長の異動の際は、前館長から館長への当該資料の所在不明の説明はなく、副館長から館長に説明した。この時点にあっても館内には多くの未受入・未整理の資料があり、これらの資料を整理しない限り当該資料の紛失を断定できる状況ではなかったため、館長は、これらの資料の整理・収蔵を行いながら当該資料の搜索を継続するよう指示した。

令和 3 年 7 月 21 日、文化財保護課から、本市の市制 100 周年記念事業として改訂された冊子「川越市の文化財」の刊行にあたって実施した調査において、当該資料の所在不明が再確認されるとともに、進めていた館内の整理が一定段階に達して、なお、当該資料の発見に至らなかったため、同年 7 月 29 日に館長は、教育長及び教育総務部長に事態を報告した。

教育長は、期限を設けて計画的かつ館内全体を対象に搜索することを館長に指示し、指示を受けた館長は学芸担当に対して、引き続き館内の整理を進めるとともに、改めて博物館の諸室のすべての搜索に係る準備を行うよう指示した。

また、館長は、令和 3 年 10 月 1 日に宍戸副市長に、同年 10 月 4 日に栗原副市長に、同年 10 月 5 日に川合市長に、それぞれ報告した。

併せて、館長は、令和 3 年 10 月から令和 4 年 8 月 31 日を期限として、博物館の諸室にあるすべての資料を搜索する計画を作成し、学芸担当の職員に実施するよう指示した。学芸担当の職員は計画に基づいて、週のうち 3 日間を 3 人体制で搜索した。

4 資料の管理に係る上司の意識

元館長達は、「館長になると博物館運営のマネジメント業務が主となり、資料の管理は、学芸担当や学芸員個人に任せてしまっていた。館長は、収蔵庫に入ることもほとんどない。」と話している。学芸担当係長を経験したこともある元館長も、館長になると資料の管理には直接関わらないと話している。

また、当該資料の所在不明を知り、なおかつ搜索しても発見できない状況であっても、その指示は、「日常業務において継続して探す」ということであった。

このような聞き取りからは、元館長らが、当該資料が確定的に紛失しているとの認識はなかったことがうかがえる。

当時の学芸担当内にあっても、当該資料の所在不明について重大事件と捉えている様子は見られない。

第5 本件が起こった原因について

1 乱雑な収蔵状況

(原因)

学芸担当の学芸員の受け入れ処理が追い付かないほどの資料の受け入れが続いた結果、整理されない資料が、収蔵庫内に乱雑に収められるようになった。

また、収蔵資料に係る整理や保管、活用のための必要な体制が構築されていなかった。

(そのような状況に至った理由)

収蔵庫内の乱雑な状況に対して、主に資料を管理している学芸担当の職員は、自らの所掌する分野の資料にしか関心はなく、収蔵庫の状況を積極的に課題として捉えてはいなかった。

資料の受け入れについては、受け入れるか否かの判断基準がなく、その時々担当者に委ねられた。

さらに資料を受け入れるためには、その内容の確認と整理が必要となり、その作業には専門性や経験が求められるとの理由から、受け入れ後の整理は、学芸担当の学芸員以外の職員が作業を分担することはなかった。

また、資料の閲覧対応については、決められた方法を守らずに行ったことが確認できる。

常設展示に係る資料の展示履歴の管理も行われていないなど、日常的な資料の点検チェックが行われていなかった。

2 専門性があるが故の弊害

(原因)

資料の整理については、学芸担当に属する学芸員が専門に行い、他の担当は、その処理に関わることはない。館長も学芸担当の所掌範囲から

距離を取っており、組織的なチェック機能が不十分であったことがうかがえる。

また、学芸員の間でも、考古、歴史、民俗の自らの専門分野ごとにそれぞれの所掌を限定し、「他者の領域には口出ししない」という風土があり、自身の担当業務以外への意識が希薄になっていた。

(そのような状況に至った理由)

その専門性から、資料に触れることができるのは原則として学芸担当に属する学芸員であるという強い意識がある一方で、資料を研究対象としてしかみていなかった。

そのため、川越市立の博物館であるからこそ市民は貴重な資料を預けているという信頼に対して、安全安心で応えなければならないとする公務員としての基本的な意識が欠如していた。

3 統制機能の不全

(原因)

所在不明の資料の検索は、限られた職員のみで検索が続けられた。また、資料管理を主に担当している学芸担当内に資料が所在不明となっていることの危機感が見られないことは、資料検索の指示を出した館長の意図が末端まで十分に伝わっていないなど統制機能の不全を表している。

(その状況に至った理由)

資料の管理について適切に指導監督することは館長の施設運営に係る業務に含まれるものであるが、その管理を学芸担当に、いわゆる丸投げしている状況が続いてしまっていた。

また、市立博物館の職員が、資料の整理には高い専門性が必要、日々の業務が忙しい、人事異動が固定されているなどを理由として市民からお預かりした大切な資料を未整理のまま館内に雑多に置いていることや、収蔵庫が私的に使用されていることをお互いに黙認していた。

4 組織的対応力の欠如と役割の認識不足

(原因)

平成 30 年 5 月 26 日の日本銃砲史学会の資料閲覧に係る当該資料の所在不明が明らかになった際の館長からの指示に対しては、学芸担当の職員のみが資料の検索にあたり、組織的な対応はできていなかった。

特別収蔵庫の入退室管理においても、複数人での入室の徹底や、鍵の管理や入退室の記録を行っていたものが、時間の経過とともにおざなりになり、ルールが守られなくなっていった。

さらには、館長の交代の際に、所在不明の資料があることの適切な引継ぎも行われていない。

(その状況に至った理由)

今回実施した聴取対象者の聞き取りから、特別収蔵庫の入退室におけるルールは平成 21 年頃まではきちんと徹底・実施されていたと見られるが、年月が経過するにつれて不十分になってしまった。この状態は、人事異動や本件まで運良く資料が所在不明となることがなかったことなどから、徐々に定着してしまったものと考えられる。こうした姿勢に対して、管理職も見て見ぬふりをしており、組織の管理体制に緩みがあったと言わざるを得ない。

また、学芸員自らも、資料の保全を理由に専門外の職員が資料に触れることを良しとしない状況があった。

5 盗難、誤処分等の可能性について

(1) 盗難について

- ・ 博物館職員による可能性：聞き取りから、収蔵庫への入退室のルールが明示されていないところ、一定の職員は自由に収蔵庫内への入室が可能であったと考えられるところを踏まえると、許可なく館外に資料を持ち出すことは不可能ではない。

- ・委託業者等の職員による可能性：点検や清掃、燻蒸などで委託業者等の職員が普段は入れない部屋に入ることにはある。その際は、原則、職員が立ち会うとされているが、収蔵庫等が整理されていない状況から、資料の抜き取りがあっても職員が必ず気づくとは限らないと考える。
- ・閲覧者による可能性：申請により閲覧者は、通常公開されていない資料調査室に案内されて資料を閲覧することになる。閲覧の際は閲覧の前後に博物館職員が閲覧資料を確認するため、通常の閲覧手続きが行われている場合は、資料が盗難にあうことは考えられないが、閲覧前後の閲覧資料の確認がおろそかになればその限りではない。
- ・上記以外の部外者による可能性：通常、来館者の導線は、展示に係る部屋と教育普及に係る部屋に限られている。当該資料は、特別収蔵庫に収蔵されていたと思われ、博物館のレイアウトからも博物館職員以外の者が鍵のかかる収蔵庫に立ち入ることは難しい。

また、当該資料が展示室に展示してある場合の持ち出しの可能性についても、当該資料の展示にあっては展示ケースに入っていること、展示室には説明員が配置され入場者の動向についても確認していることから、当該資料を持ち出すことは容易ではない。

(2) 誤処分について

博物館の機能の一つに資料の収集があり、博物館は安易に資料を廃棄することはしないが、不用紙等も混じった決して整理されているとは言えない収蔵状況があったといわれる中では、誤処分の可能性も否定できない。

(3) 他の資料への混入について

関係職員への聴取からも、担当者の処理が追い付かないほどの資料の受け入れと整理されない資料が収蔵庫内に乱雑に収められるよ

うになったことが認められる。

また、収蔵庫の乱雑な状況に対して主に資料を管理している学芸担当の職員は、自らの所掌する分野の資料にしか関心はなく、乱雑といわれても致し方ない収蔵庫の状況を積極的に課題として捉えることをせず、担当以外の職員もその状況を改善しようとはしなかった状況が長く続いていたことを考えると、悉皆調査を行ったとはいえ、他の資料の不適切な管理を原因として、未だに他の資料に紛れて保管されている可能性も否定できない。

(4) 現在の状況

博物館職員の館内の検索は続けられているが、当該資料を発見するに至ってはいない。これまでの職員の資料の整理に対する意識の低さや想定される収蔵庫の状況からは、盗難や誤処分、他の資料への混入などを否定できない。他方で、盗難や誤処分、他の資料への混入があったとする事実も、現在までの関係職員への聞き取りや館内の検索などからは、現時点で当該資料がないということ以外、その原因について特定できるだけの証言や証拠を確認することはできていない。

第6 まとめ

本件の最終的な解決が当該資料の発見であることは自明の理であるが、今後、同様の不祥事を繰り返さないために、本調査報告書では発生経緯や現地を確認しながら、職員へのヒアリングを通してその原因を精査した。

その結果として、組織の不十分な管理体制や職員の資料管理に対する間違った意識が明らかとなった。また、これらのことによつて、当該資料の所在が不明であるという認識に至るまでに多くの時間を要することとなり、初動が遅れたことが搜索の支障となったことは否めない。

この現状は、長い時間をかけて作られてしまった組織の風土と言え、その改善には職員一人ひとりが意識を変える必要がある。再び、資料が所在不明となる事態を引き起こさぬように、市立博物館において、当該資料の搜索に加えて適切な資料管理に係るルール作りを進めているところであるが、時間の経過とともに、この改善に向けた取組を決して衰退させてはならない。

そのためにも、市立博物館以外の職員が資料点検に立ち会う、あるいは資料管理の方法について外部機関のチェックを受けるなど、客観的に資料の管理状況を把握できる仕組みを構築することも必要である。